新入生(1年次生)の単位認定について

(すでに修得済の単位がある1年生のみ対象)

本学法学部に入学する前に大学・短期大学等において修得した単位、また、特別聴講生制度で修得した単位について、教育上有益とされる場合、法学部教授会の議を経て、法学部の卒業所要単位として認定することができます。なお、特別聴講生制度とは、「付属校生学部授業履修制度」「三輪田学園高等学校との特別聴講制度」を指します。認定単位の上限は、30単位です。単位認定を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

記

1. 対象者

2024年度入学の1年次生(すでに修得済の単位がある1年生のみ対象)

2. 提出書類

【大学・短期大学等で修得した単位の単位認定申請】

- ・在籍していた大学・短期大学等の成績証明書(原本のみ)
- ・単位認定申請科目のシラバス (データでも可)

【特別聴講生制度で修得した単位の単位認定申請】

・本学にて修得した科目が記載された成績通知書

3. 提出期限

2024年4月12日(金)17:00(必着)

4 提出先

郵送先:〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1 学部事務課法学部担当宛

窓口:大内山校舎1階 学部事務課法学部担当

※シラバスをデータで提出希望の場合、その旨法学部窓口にてお申し出ください。

5 単位認定結果

個別にご連絡します(5月上旬までにお知らせする予定です)。

6 注意

申請したすべての科目が認定されるということではありません。